

平成 30 年度税制改正
内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（CFC 税制）における
租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 1 項第 5 号ニに規定する計画書
（PMI 計画書）の具体例について

平成 30 年 8 月
経済産業省
投資促進課

平成 30 年 3 月 31 日に公布された租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 145 号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年財務省令第 26 号）により、内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（CFC 税制）が改正されました。

本改正では、海外 M&A 等により新たに傘下に入った特定外国関係会社又は対象外国関係会社（いわゆるペーパーカンパニー等）が、外国関係会社の統合に関する基本方針及び統合に伴う組織再編の実施方法等を記載した計画書（以下「PMI 計画書」(※) という。）に基づいて、一定の期間内に、その有する部分対象外国関係会社の株式等をグループ内の他の外国関係会社等に譲渡した場合において、その譲渡後一定の期間内に当該ペーパーカンパニー等の解散が見込まれること等の要件を満たすときは、その株式等の譲渡による利益の額は、CFC 税制における会社単位の合算課税の対象となる適用対象金額の計算上控除することになりました。

本資料では、上記特例における PMI 計画書について、記載事項を例示しています（次ページ以降における基本計画書及びグループ再編計画書）。例示の前提となる組織再編成の概要は、次ページのイメージ図を御参照下さい。

なお、PMI 計画書は、取締役会資料等を利用しては差し支えありませんが、租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 1 項第 5 号ニに掲げられている事項を漏れなく記載する必要があります。PMI 計画書の作成にあたっては、PMI 計画書の各項目と法令に掲げられている事項との対応関係がわかるよう明示してください。ただし、海外 M&A 等の目的や態様等により PMI 計画書は異なりますので、PMI 計画書の構成や項目の名称等が本資料と必ず同様である必要はありません。

本 PMI 計画書は、特例の対象となる譲渡等が行われるまでに作成されている必要があります。また、作成してから当該譲渡等が行われるまでの間に、事業状況又は経済環境の変化やグループ再編等の進捗度合い等に応じて変更すべき事項があれば、適宜修正が行われる必要があると考えられます。

なお、本件の内容は、財務省及び国税庁にも確認をいただいております。

(※) PMI (Post Merger Integration) : いわゆる買収後経営統合

基本計画書（例）

1. 買収対象会社（以下「A社」という。）概要

- 名称：株式会社 A
- 本店所在地：オランダ
- 設立年：1988年5月
- 資本金：1,000億円
- 株主構成（株式取得後）：弊社100%
- 代表者：N・M
- 事業内容：繊維複合素材の製造・販売

2. 経営目標と本買収の目的

2-1. 経営目標

- 弊社（X社）の中期経営計画において、グローバル事業の強化・拡大を目指しているところ、具体的には、20X5年にまでに、世界総売上高 XXXX 億円、世界 XX 各国・XX 地域まで製造・販売ネットワークを拡大する目標を掲げている。中でも、XX 事業については年間 XXX 億円の市場規模であり、今後更なる市場の成長が期待されているため、特に北米地域での製造・販売ネットワークの強化や東南アジアなどの新興市場への参入が急務となっている。

2-2. 本買収の目的

（「租税特別措置法施行令 39 条の 15 第 1 項第 5 号ニ（1）外国法人に係る法第 66 条の 6 第 2 項第 1 号イ（1）から（3）までに掲げる割合のいずれかが 100 分の 50 を超えることとする目的」に相当）

- A社は欧州地域でのXX分野において、業界の中でも知名度が高く、技術力やコスト競争力にも定評がある。A社のXX事業においては昨年XXX億円の売り上げを記録し増加傾向であり、さらに近年、欧州での知名度やブランド力を背景に北米地域や東南アジアにも販売・製造ネットワークを大幅に拡充しているところであるため、今後も堅調に成長していくことが見込まれる。
- 弊社としては、A社の子会社化をし、弊社の技術力とA社のコスト競争力やマーケティングノウハウ等での連携を図ることによって、XX事業における技術力・製品ラインナップの一層の強化・補完、優秀な外国人材の獲得・人材交流による相乗効果、製造・販売ネットワークの拡大、特に北米市場や東南アジア市場におけるシェアX%（または売上高XXX億円）を20X5年までに獲得を（達成）することを目指している。
- このため、20X0年●月●日において、A社の株式を有する○○から、金銭によってA社の株式を取得することとした。なお、○○については弊社を含め日本国における居住者等株主等に発行済株式の50%超を直接又は間接に保有されておらず、A社及びその傘下の会社については、当該買収によって初めて居住者等株主等に発行済株式の50%超を保有されることとなった。

3. 本買収の目的を達成するための基本方針

（「租税特別措置法施行令 39 条の 15 第 1 項第 5 号ニ（2）（1）に掲げる目的を達成するための基本方針」に相当）

3-1. グループ再編（別紙グループ再編計画書に詳細記載）

- 弊社とA社及びその傘下の会社とのグループシナジーを最大限生み出すためには、3-2～6までの方策が必要となるが、その前提として、組織の重複機能の削減等を図るため、グループ内の組織再編を行う。具体的には、20X2年●月を目標に、A社の子会社である持株会社Bの傘下のアジア子

会社 C を弊社のアジア地域統括会社 F の傘下に置き、同じく A 社の子会社である持株会社 D の傘下の北米子会社 E を北米地域統括会社 G の傘下に置くこととする。また、欧州地域については、A 社を欧州地域統括会社とし、G 傘下の欧州子会社 H を、A 社の傘下とする。なお、これらのグループ再編によって、不要となった A 社の子会社である持株会社 B 及び D については、20X4 年●月を目途に整理を行うこととする。

3-2. 生産

- 20XX 年までを目途に、A 社の持つ IT 技術の積極的活用によるコスト競争力の高い生産ノウハウに、弊社の省エネ力の高い製造ノウハウを組み込むことにより、低コストかつ省エネな生産プロセスを整備する。また、弊社全世界の生産プロセスについても同様に、A 社のノウハウを展開することで、グループ全体の生産プロセスの低コスト化を図る。

3-3. 販売

- 北米地域統括会社 G の傘下に置くこととする E 社の持つ北米地域の販売網を活用した弊社製品の市場参入の加速や、A 社の XX 分野の製品を活用した既存の北米市場での製品ラインナップの強化を行う。また、20X5 年を目途にアジア地域統括会社 F の傘下に置くこととする C 社の持つ東南アジア地域の販売網を活用して、弊社製品の東南アジア市場でのシェア XX%を目指す。
- 20X5 年を目途に、弊社の既存の販売網や製造・物流拠点と、A 社の販売網や製造・物流拠点の最適化を目指す。具体的には、販売ルートや製造・物流拠点の集約・共有化を行い、コストの削減やノウハウの共有による効率化を図る。

3-4. 研究開発

- 研究開発体制を見直す。具体的には、これまでグループ内で行ってきた研究開発業務及び A 社の研究開発業務の最適化を図るために、20XX 年までに、グループ内の重複研究開発の整理・削減、A 社の強みが生かせる分野の研究についてのグループ内からの集約を行う。

3-5. 組織ガバナンス

- A 社の組織ガバナンスに関する制度や規程の見直しを行う。具体的には、20X5 年までを目途に、まず、A 社の会議体及び役員体制の構築を行うとともに、A 社の責任・権限設計を行う。また、欧州・北米での効率的な経営を行うために確立された、A 社の会計・財務等の諸制度や業務マニュアルやグループ内取引ルール、グループ内で一貫してかつ明確な諸制度・ルールを構築する。また、IT インフラについては、グローバル規模で運用していた実績ある A 社のシステムを基礎にグループ全体のシステムを統一すべく早期に IT システムの統合プランを策定する。

3-6. 資金管理

- 弊社による A 社を含めたグループ内の統一的な資金管理を目指す。具体的には、20X5 年までに A 社の資金管理についても、弊社が導入している CMS 等を通じて、既存のグループ内の資金管理の枠組みに入れることで、グループ内の資金需要を踏まえた A 社の資金管理を行うこととし、グループ全体の資金管理の最適化を図る。

3-7. 人材

- グローバル規模での競争や製品開発に対応可能な人材の維持・獲得をグループ全体として可能とするために、グローバル経営幹部報酬の設計・導入、両社の労働条件・処遇制度の比較した上での新制度の設計等を含む人事領域の計画を早期に策定する。さらには、組織文化融合に向けて、従業員とのコミュニケーションも積極的に実施する。

(別紙) グループ再編計画書 (例)

<記載にあたっての留意点>

- 租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 1 項第 5 号ニ(3)では、「外国法人に係る法第 66 条の 6 第 2 項第 1 号イ(1)から(3)までに掲げる割合のいずれかが 100 分の 50 を超えること」=「買収すること」の目的を達成するための組織再編成についての記載が求められていますので、買収及び買収後に行われる PMI の一環で行われる組織再編成の一連について記載することが求められています。
- 基本計画書 3. 3-1. グループ再編のうち、本特例の対象となる組織再編成について記載してください。ただし、本特例の対象となる組織再編成に関連する組織再編成がある場合には、当該組織再編成についても記載してください。

1. 基本方針

(「租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 1 項第 5 号ニ (3) (1) に掲げる目的を達成するために行う組織再編成 (合併、分割、現物出資、現物分配、株式交換、株式移転、清算その他の行為をいい、特定部分対象外国関係会社株式等の譲渡を含む。) に係る基本方針」に相当)

- 20X0 年●月に A 社を買収して弊社の子会社とし、弊社グループにおける欧州統括会社にする。そして、20X2 年●月を目途に北米地域統括会社 G の傘下の欧州子会社 H を当該 A 社の傘下に置くこととする。また、20X2 年●月を目途に、A 社の子会社である持株会社 B の傘下のアジア子会社 C を弊社のアジア地域統括会社 F の傘下に置き、同じく A 社の子会社である持株会社 D の傘下の北米子会社 E を北米地域統括会社 G の傘下に置くこととする。なお、これらのグループ再編によって、不要となった A 社の子会社である持株会社 B 及び D については、20X4 年●月を目途に整理を行うこととする。

2. 再編計画

(「租税特別措置法施行令第 39 条の 15 第 1 項第 5 号ニ (4) その他財務省令で定める事項 (租税特別措置法施行規則第 22 条の 11 第 6 項各号) 」に相当)

- 2-1. 組織再編成の内容：A 社を買収して弊社の 100%子会社とする。
組織再編成の実施時期：20X0 年●月●日
(注) 買収スキームは、複雑な場合もありますので、「買収における組織再編成は別紙のとおり」などと記載の上、既存の資料 (別紙) を利用してその組織再編成の内容と実施時期を明らかにしていただいても差し支えありません。
- 2-2. 組織再編成の内容：A 社の子会社である持株会社 B が保有するアジア子会社 C の株式を弊社のアジア地域統括会社 F へ譲渡 (金銭を対価)
組織再編成の実施時期：20X2 年●月●日を目途に実施予定
- 2-3. 組織再編成の内容：A 社の子会社である持株会社 D が保有する北米子会社 E の株式を弊社の北米地域統括会社 G へ譲渡 (金銭を対価)
組織再編成の実施時期：20X2 年●月●日を目途に実施予定
- 2-4. 組織再編成の内容：持株会社 B の解散

組織再編成の実施時期：20X4年●月●日を目途に実施予定

2-5. 組織再編成の内容：A社が保有する持株会社Dの株式を第三者へ譲渡（金銭対価）

組織再編成の実施時期：20X4年●月●日を目途に実施予定

なお、その他、本買収の目的を達成するためのグループ再編等の進捗度合いや事業環境の変化等に応じて、適宜適切な事業再編を行うこととする。